

今後の優先取組物質対策について（案）

平成 18 年 3 月 17 日  
水・大気環境局大気環境課

1. 背景

- ( 1 ) 平成 8 年 5 月の大気汚染防止法改正で、有害大気汚染物質対策について事業者の責務を追加。

これを受けて、

環境庁と通商産業省は、自主管理に係る指針を策定し、12 の有害大気汚染物質（生産・輸入量が多い 大気環境状況がよく把握されている 長期毒性あり）について、事業者による自主管理の実施を要請。

77 の事業者団体が第 1 期自主管理計画（平成 9 ～ 11 年度）を策定（基準年（平成 7 年度）排出量の 35% 削減を目標）。

その結果、目標を上回る成果を達成（排出量の削減率は約 40%）。

（事業者の責務）

第 18 条の 21 事業者は、その事業活動に伴う有害大気汚染物質の大気中への排出又は飛散の状況を把握するとともに、当該排出又は飛散を抑制するために必要な措置を講ずるようにしなければならない。

- ( 2 ) ( 1 ) の結果を踏まえ、

環境省と経済産業省は、平成 13 年 6 月に指針を改正。

74 の事業者団体が基準年（平成 11 年度）に対し同じく約 40% の排出量削減を目標とした第 2 期自主管理計画（平成 13 ～ 15 年度）を策定。

ベンゼンについては、5 つの地域で、地域を単位とした事業者による自主管理計画を策定（基準年（平成 11 年度）の約 72% ～ 約 98%（全体平均約 86%）の排出量削減を目標）。

- ( 3 ) 平成 17 年 6 月の有害大気汚染物質排出抑制専門委員会において、今後の有害大気汚染物質対策の基本的な方向性について、

- ・有害大気汚染物質については、これまでの業界単位の全国的な自主管理計画に基づく排出削減により、全国的に濃度は改善したこと、平成 13 年度から実施されている PRTR 制度により、個別

企業ごとの排出地点及び排出量の把握が可能となり全体的なチェックアンドレビューの仕組みが整ったこと、平成 18 年度から新たに揮発性有機化合物 (VOC) 規制が開始されることなど、自主管理を始めた頃と状況には大きな進展が見られることから、

- ・これまでのように業界単位等で削減取組を実施するのではなく、自主管理計画を通じて確立された枠組等を活用し、個別事業者のそれぞれの責任のもとでの自主的な排出抑制や、地方公共団体と事業者との連携による地域主体の自主的な取組へ移行することが適当

とされた。

また、各主体の役割として、

事業者においては、

- ・今後とも個々の事業者自身の責任のもとで有害大気汚染物質の排出抑制に係る自主的な取組を継続する必要
- ・敷地境界での有害大気汚染物質の測定に努め、測定した結果等を自主的に公表することが望ましい

地域においては、

- ・PRTR 制度により、地域ごとに有害大気汚染物質の排出量を把握できるようになったこと等を踏まえ、今後は地域の実情に応じた地域単位の取組を実施することが有効
- ・ベンゼン地域自主管理により確立された地方公共団体と事業者団体等との協力体制を活かしながら、地方公共団体を中心とした地域主体の取組を実施することが望ましい

国においては、

- ・PRTR データ及び有害大気汚染物質モニタリング結果等により、排出量や環境濃度等を検証・評価
- ・同一地点における経年的な環境基準等超過が見受けられる場合等には、必要に応じて、地域主体の排出抑制対策等を支援
- ・排出量や環境濃度等を検証・評価し、事業者における自主的な排出抑制対策が十分でない場合等には、必要に応じて追加的な措置及び新たな有害大気汚染物質対策を検討することが適当

等とされたところ。

## 2 . 今後の優先取組物質対策について (案)

平成 17 年 6 月の有害大気汚染物質対策排出抑制専門委員会において示された、今後の有害大気汚染物質対策の基本的な方向性に基づく具体的な今後の優先取組物質対策については、以下のとおりと考えられる。

### (1) モニタリング結果からの要監視地域等の選別及び対策

国及び地方自治体で実施したモニタリング結果から、過去2カ年連続で環境基準等を上回っている測定局で代表される地域を「要監視地域」とし、地方公共団体と事業者団体等との協力体制を活かしながら、地方公共団体を中心とした地域主体の取組を実施することとする。

(2) PRTR データに基づくモニタリングの見直し

PRTR データに基づき、大気濃度予測モデルの活用等により、特に高濃度が予想される地域について、国や地方自治体は発生源に着目したモニタリングを実施することとする。

(3) PRTR データに基づく個々の事業者による対策

PRTR データに基づき、個々の事業場についてさらなる排出抑制の必要性を事業者自らが判断し、個々の事業者自身の責任のもとで自主的取組を実施することとする。

3. 今後のスケジュール(案)

(1) 平成18年3月17日 第10回専門委員会

- ・今後の有害大気汚染物質対策スキームの検討

(2) 平成18年10～11月 第11回専門委員会

- ・今後の有害大気汚染物質対策スキームの確定

産業構造審議会では、平成18年11月頃に平成16年度PRTRデータ等を用いて、12物質の排出量の経年変化等についてフォローアップする予定。

(3) 平成19年3月 第12回専門委員会

- ・新スキームに基づく対策の進捗状況レビュー

# 今後の優先取組物質対策について(案)

